

第10回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成 24 年 4 月 12 日 13:00～

議事堂 3 階 301 委員会室

- 1 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について

- 2 条例改正案について

- 3 その他

<配付資料>

- 資料 1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における
検討項目及び検討状況について
- 資料 2-1 他の道府県の議会基本条例における「議会運営の原則」の規定
の中で「公平性」「公正性」について規定しているもの
- 資料 2-2 「公平」「公正」の定義及び地方自治法で規定しているもの
- 資料 3 「議会報告会」についての検討結果
- 資料 4-1 議員報酬及び費用弁償等に関する規定
- 資料 4-2 他の自治体の議会基本条例において「議員報酬」について規定
しているもの
- 資料 5 他の道府県の議会基本条例において「議員活動」について規定し
ているもの
- 資料 6 「地方議会議員の位置付けの明確化」議員立法を求める緊急要請
(抜粋)
- 資料 7 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表案

議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 における検討項目及び検討状況について

H24. 3. 16 現在

検討項目一覧表

※番号は検討項目の連番、○付き番号は優先検討項目の連番、■は検討終了

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
1	①	最高法規	議会基本条例が議会の最高法規である旨を前文等で記載	最高法規とは位置付けない
2		用語の定義	知事等、委員会等、会派など	用語の定義は特に定めない
3	②	議決責任	議会又は議員の議決責任を規定	条文修正(議決責任の認識を規定)
4	③	政策形成	政策形成についても規定	現行の「政策立案、政策提言等」の規定のままとする
5		議場での質疑等の方法	対面演壇方式に限らず選択制にする	案件ごとに判断できるよう、議運へ検討を依頼する
6		議会運営の原則	公平性、公正性、透明性も規定	
7		正副議長立候補者の所信表明の会場	本会議場で行い議事録を残す	問題提起に留める
8	④	議会と知事の役割	自治法に定められた各役割(議決権、執行権等)を規定	条文修正(合意制の議事機関の独自性を生かす旨を規定)
9	⑤	質問趣旨確認(反問権)	事前通告制のない会議で論点整理のため質問趣旨確認権を付与	条例に規定しないが、質問趣旨を確認したい場合に限り認める。※議運へ会議規則や申合せにするかの検討を依頼
		議会と知事との協議	議提議案に関し、知事が意見を述べる機会を設ける	常設とはせず、案件が生じた場合、速やかに協議する
10		議会の説明責任	第7条を第6章「県民との関係」に位置付ける	現行のとおりとする
11		議会報告会等	議会報告会や意見交換会などを規定	
12		議会活動の評価・理解	議会活動の評価・理解の深度を多様な手段で的確に把握する旨規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
13		請願者の意見陳述機会の保障	委員会の公式の場でも希望があれば請願者に意見陳述機会を保障	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
14		議案に対する賛否公開	既に実施している議案に対する各議員の賛否状況の公開を規定	基本条例では議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項は要綱や申合せで規定
15		議長定例記者会見	議長による情報発信を恒久的に実施する旨規定	同上
16		委員会資料の事前公開	既に実施している委員会資料の事前公開を規定	同上

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
17	⑥	附属機関、調査機関、検討会等	自治法 100 条の 2(専門的知見の活用)との整合性を図り、12~14 条を整理統合	条例制定時の議論の経緯もあり、現行のとおりとす
18		附属機関の調査対象	県政の課題に関して審査、諮問、調査できるよう規定	同上
19		附属機関委員の身分等	附属機関委員の身分や待遇等を規定	条文は変更せず、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱う
20		会期制	通年制議会等について再度規定	会期プロジェクト会議で検討
21	⑦	議員定数や選挙区、	議員定数や選挙区、	条文追加(県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う旨を規定)
		議員報酬	議員報酬の在り方や考え方を規定	
22		会派	会派の役割(議員の支援等)を規定	条文追加(議員がその責務を果たすため支援する旨を規定)
23		議会事務局	議会に政策担当秘書や議長補佐役の職を設置。事務局の増強。	課題提起に留める
24	⑧	知事等に対する資料提出等の要求	知事等執行部に対し資料提出の要求や書面による意見開陳等を要求	条文を追加(文書質問権を規定)し、会議規則か申合せで詳細を定める
25		意見書提出及び決議	自治法 99 条の意見書提出や、決議による議会の意思表明を規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
26		議員活動の明確化	議員活動を規定し明確化を図る	
27		議会機能の強化	第6条に包含し当該条項を削除	各条文の趣旨に違いがあり、現行のとおりとす
28		議員間討議の充実	充実した議員間討議の仕組み導入	条文変更に関する提起ではないため、現行のとおりとす
29		政務調査費	議員活動の基盤強化や充実のためである旨を規定	
30		交流・連携の推進	1つの条文とし改革の方向を強調。海外の自治体議会との交流を規定。	各条文は独立した内容となっており、現行のとおりとす。海外との交流については、議員連携に留まっており、条例では規定しない
31		議員連盟	条例で規定	公式の組織ではないため、条例で規定はしない
32		議決事件の追加	自治法 96 条 2 項の議決すべき事件を規定	各条例で既に定めており、重ねて基本条例では定めない
33	⑨	住民投票	議決権限に属する重要な政策課題について議会が住民投票を実施	今後の検討課題とし、条例には規定しない
34		予算の確保	必要な予算を確保	議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられ、条例には規定しない

各項目の検討状況

各項目の（ ）書きは、三重県議会基本条例に該当又は関連する条文を明記。

○付数字は優先検討項目、 は検討終了項目

1 ①最高法規（規定なし）

<課題提起>

三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記すべきである。他県では、議会基本条例を最高規範として位置づけているものがあり、本県でもそのように位置づけを明らかにし、議会の姿勢を示すことは良いのではないか。

【結論】

条例上又は他の方法によって議会基本条例を最高規範と位置付けることはしないこととする。

<有識者意見>

- ・議会基本条例自体が宣言的な意味合いも強く有しており、世論を喚起する意味合いでの宣言性について、もう少し検討してもよいのではないか。

<主な意見>

- ・議会基本条例を議会における最高規範等と位置付けることや、他条例の新規制定に当たって議会基本条例の趣旨を尊重するといったことは、法秩序の構成原理（後法優先の原理及び特別法優先の原理）等に鑑み、無理があると考えられる。
- ・他県の議会基本条例が議会の最高規範等と規定しているのは宣言的な意味であると考えられるが、あえてこれを明記するという立法事実を検討するに当たり、議会基本条例は、議会運営の基本原則を定めたものであるということで必要十分である。
- ・例えば、議会の姿勢として議会基本条例を「最高法規」等と位置づけるのであれば、附帯決議などで意思表示するといった方法も考えられるが、あくまで宣言的なものである。

2 用語の定義（規定なし）

<課題提起>

「知事等」、「委員会等」、「会派」などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきである。

【結論】

用語の定義は特に定めない。

《参考》

- ・「知事等」－前文において「知事その他の執行機関」と規定

- ・「委員会等」－第 20 条で使用

※逐条解説では「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び代表者会議を指す」と記載。

- ・「会派」－第 5 条に会派の規定あり ※検討項目 22 とも関連

<主な意見>

- ・逐条解説に書いてあるものを条文に規定するとすると、相当数となってしまふ。

3 ②議決責任（第 7 条関係） ※条文修正

<課題提起>

議員の立場で議決したことについて当然議決責任は伴うものであり、議会又は議員の議決責任について、条例で規定するべきである。

【結論】

議会としての責任について、第 7 条の規定に「、議決責任を深く認識し」の文言を追加する。なお、議決責任の具体的な内容については、逐条解説に記載する。

【修正条文案】

（議会の説明責任）

第 7 条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

【逐条解説案】

- ・議決についての議会の責任には、決定した事項をフォローアップする意味での執行監視、評価の責任がある。また、争点を形成して論点を明らかにし、意思決定をするという、決定過程の質についての責任がある。
- ・議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない。なお、議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。

<有識者意見>

- ・議決責任には、決定内容の適切さについての議員の政治的責任及び道義的責任がある。当然ながら、反対した議員は可決された政策の内容に責任を負わない。また、議会には、執行監視や評価の責任（フォローアップする責任）、論点や争点を発見し公開する決定過程の質についての責任がある。
- ・議会基本条例において議会の責任を宣言するのは、道義的、社会的、政治的な責任を明確にするという意味から大いに意義のあることであり、責任を果たそうとする姿勢にもつながる。
- ・議会の議決は、地方公共団体としての意思決定であり、議決責任というのは地方公共団体の責任と考えられる。

<主な意見>

- ・道義的、社会的、政治的責任があると条例で規定しても、訓示的なものにしかならないが、議論の証としてまた後世に残すのであれば、具体的に書くべき。
- ・議決したものを執行せしめる（フォローアップ）という議会としての役割、責任を説明責任に含めて書き込んでどうか。
- ・フォローする責任、意思決定の質や論点の明確化という言葉も入れるべき。
- ・社会的、道義的、政治的な責任を議会は有するという宣言的な部分まで、逐条解説に書き入れるのはそぐわない。
- ・条文で議決責任としか書かないのであれば、逐条解説で具体的な内容を書くべきである。
- ・議案に反対した議員は、責任を負わないということも説明する必要がある。
- ・議員や議会が当然に有する責任であり、改めて条例に書き込む必要はない。
- ・議会には執行権がないので、法的な賠償責任はないとされているが、議決責任を明文化することで、訴えられやすくなるという課題がある。
- ・起立して採決を求めて立たない人の責任はどちらに入るのか？（議案の賛否に関する公開の取扱では「反対」として整理されている）
- ・7条修正案は、議会は議決責任を深く認識した上で、県民に対して説明責任を有するとしており、タイトルは「議会の説明責任」のままでよい。

4 ③政策形成（第3条第3号、第10条関係）

<課題提起>

政策立案又は政策提言の過程である政策形成について、条例で規定するべきである。議会の重要な機能として政策形成機能が求められており、この機能を向上させて立法機能や監視機能と同程度に位置付けていくことが、次のステップにつながると考えられる。

【結論】

有識者の意見によると、政策形成は「政策に対する諸々の影響力によって、結果的にある形に成っていくという引いた視点から客観視する概念」である一方、政策立案は「政策をデザインする主体としての能動性を前提とする概念」であるということ踏まえ、議会が主体的、積極的に政策を作っていくことが重要であることから、現在の議会基本条例で規定されている「政策立案、政策提言等を積極的に行う」という規定のままとする。

<主な意見>

- ・有識者の解説により、結論は得られた。

5 議場での質疑等の方法（第4条第4項関係）

<課題提起>

質問者が、対面演壇のいずれの席から質問するか選択できる方法を検討するべきである。

【結論】

議員が発言の際に使用する演壇の決まりである「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」を踏まえつつ、議員が議長席前の演壇を使用したい場合は、議会運営委員会に申し出てもらい、案件ごとに判断できるよう、議会運営委員会において検討してもらおう。

《参考》

・「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」（平成22年5月28日最終改正、議会運営委員会）において、議員の発言の際に使用する演壇を定めている。

5(1) 代表質問、一般質問、再質問、関連質問及び議案に関する質疑は、議員発言用演壇を使用する。また、議提議案提案説明、議提議案に関する質疑に対する答弁、委員長報告、決議案朗読、討論等の発言は、議長席前の演壇を使用する。

<主な意見>

- ・議長席前の演壇を使いたい場合、その都度、議運に申し出て諮ればよい。
- ・質問後、演壇の立つ位置と座る席との位置関係が合わないのか、改善できないか。

6 議会運営の原則（第6条第1項関係）

<課題提起>

議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定するべきである。さらに、「県民に開かれた」といった姿勢を、重疊的に規定するべきである。

《参考》

他の地方議会の議会基本条例における「議会運営の原則」の中で、「公平性」「公正性」について規定している事例は、別紙（資料2-2）のとおり。

<主な意見>

- ・「透明性」については、第3条第1項の開かれた議会運営の中で、「積極的に情報の公開を図るとともに」等と既に書かれている。

※「公平性」や「公正性」の定義及び地方自治法上の規定について整理の上、再度検討を行うこととなった。

7 正副議長立候補者の所信表明の会場（第6条第2項関係）

<課題提起>

本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきである。

【結論】

条文として記載しないが、提起された内容を議会内で検討することを提案する。

※議会改革推進会議あるいは代表者会議

《参考》

「三重県議会役員選出申し合わせ事項」（平成21年5月12日最終改正、代表者会議）において、所信表明会の会場を定めている。

5 所信表明会は、立候補届出日の午後1時30分から全員協議会室で行い、…

<主な意見>

・議長としての公約は、議事録に残していくことが大事。

8 ④議会と知事の役割（第8条関係） ※条文修正

<課題提起>

議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するべきである。明確に互いの役割を明記した上で、二元代表による緊張ある関係と規定した方が良い。

【結論】

「知事等と常に緊張ある関係を構築」という条文の意味は、常に対立関係にあるというのではなく、互いに切磋琢磨するという意味であることから、現行の条文のとおりとする。

なお、二元代表制は機関対立主義を基本としながらも、議会と長の権限を融合的に設計されているため、議会の議決権及び知事の執行権という関係性の整理だけでは曖昧であることから、政治的正統性を有する合議体特有の役割を明記することとし、第8条第2項の規定に、「合議制の議決機関としての独自性を生かし、」の文言を追加する。

【修正条文案】

（知事等との関係の基本原則）

第8条 【略】

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

【逐条解説案】

議会は、政治的正当性を持っている合議体であり、議会の議論を通じて、政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有する。

<有識者意見>

- ・日本の二元代表制は、権力分立の純粹型の制度設計にはなっておらず、行政と議事機関との関わりは非常に重複しているため、「議会の議決権」と「知事の執行権」と単純化することで、落ちてしまう論点が増える恐れがある。
- ・むしろ、政治的正当性を持っている合議体が有する権能を明記した方が良い。例えば、政策の論点、争点を議会の議論を通して明示して世論形成をすることができ、民主的な意思決定を行うことができる。(争点形成、論点明示機能)
- ・執行機関は議会の権限に配慮する、逆に議会は執行機関の権限に敬意を払い配慮するということが重要で、何らかの規定ができないか。

<主な意見>

- ・「常に緊張ある関係」という表現だと、何か刺々しく張り合っているように感じるため、「緊張ある適切な関係」とすべきではないか。
- ・「緊張ある」とは、これまで何でもかんでも知事追認型の議会であったという反省のもとに、議会の中では与野党を作らずに、知事に対して是々非々でいくという緊張感を持っていくという意味であり、書き換える必要はない。
- ・「緊張ある」の中には、「緊張ある友好関係」も含まれていると理解している。
- ・「敬意と配慮」という考え方は理解できるが、あえて議会の側から言葉にまでする必要はない。
- ・議会の独自性の特徴を生かすというのを入れるのはよい。
- ・議会の独自性の具体的内容については、逐条解説に譲ればよい。

9⑤-1 質問趣旨確認(反問権)(第8条関係)

<課題提起>

予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われな
い会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、
又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべき
である。

通告制のある本会議においては、反問権の付与は不要と考えるが、仮に、反問
権の付与について検討するのであれば、所要の条件や環境の整備を図る必要があ
る。

【結論】

質問趣旨確認(反問権)は、議会基本条例には規定しない。

知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合
に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかど
うかについて、議会運営委員会において検討してもらう。

<有識者意見>

- ・質問趣旨確認に限定した反問権であれば、条例にわざわざ書き込む必要はない。
申し合わせや会議規則の中で確認をしておけば済む。

- ・質問に答える関係ではない政策の議論ができる場を設けるのであれば、一考の余地がある。

<主な意見>

- ・質問確認権は、そもそも執行部が持っているものであって、議会でどうこう言うことではないので、あえて規定する必要もないし、事実そういう運用がなされている。
- ・議会の体制と執行部の体制が全く違い、発言通告まで求められている中で、反問権は一切認めるものではない。
※執行部にそもそも反問権（質問趣旨確認）があるとする委員は9人中7人
- ・いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したい時にすればよい。
- ・質問的確認権をわざわざ議会基本条例に定める必要はない。

9⑤-2 議会と知事との協議（規定なし）

<課題提起>

議提議案に関しては、知事も参加して自分の主張を述べる機会を設ける仕組みがあるべきではないか。

【結論】

会期に関する検討プロジェクトチーム（平成19年6月設置）において検討した結果、「協議の場の設置については、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」としており、常設とはしない。

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果>

- ・意見なし

10 議会の説明責任（第7条関係）

<課題提起>

第3章「議会運営の原則等」にある第7条（議会の説明責任）は、第6章「県民との関係」に位置付けるべきである。

【結論】

各条文の位置付けがそれぞれにあることから、現行のとおりとする。

<主な意見>

- ・検討項目3「議決責任」の議論の結果、第7条に議決責任が追加されたことにより、議会運営の原則の内容としてよりふさわしい内容となったため、現状のままでもよい。

11 議会報告会等（第 18 条第 2 項関係）

<課題提起>

県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的実施するべきである。

議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議会が、県民に対して直接説明する具体的取組についてこの条例で規定し、実施するべきである。

<広聴広報会議での検討結果>

- ・これまでに「現場 de 県議会」（出前県議会）、「市町議会との交流・連携会議」、「県議会出前講座」のほか、常任委員会の県内調査における県民や各種団体関係者等との意見交換会の実施など、さまざまな広聴広報の取組を実施してきており、提言されている議会報告会の内容は、既に実施していると考えられる。
- ・今後は、政策広聴の仕組みである「現場 de 県議会」について、さまざまなパターンで実施していきながら、より効果的な広聴広報の手法を広聴広報会議で検討していくこととする。

12 議会活動の評価・理解（第 18 条及び第 19 条関係）

<課題提起>

県民の、議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるという趣旨を規定するべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

《参考》

- ・これまでに、県議会への傍聴者アンケートや e モニター制度を活用した県民意識調査を実施しており、平成 21 年には県議会に対する評価を e モニターにより把握している。

<主な意見>

- ・広聴広報会議で引き続き検討していく中で、必要があれば、明文化するべきかを検討すればよい。

13 請願者の意見陳述機会の保障（第18条関係）

<課題提起>

請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨を、条例で規定すべきである。請願提出者を参考人として招致し、その意見を聞く取組などは行われているが、請願を提出した側から希望があれば、意見を述べる機会を保障すべきである。

現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っているが、直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、すべての請願提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定すべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしないが、参考人を招致するかどうかは委員会で判断することとする。

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果>

- ・政策担当者会議において請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。

<主な意見>

- ・政策担当者会議の位置付けを明確にするべきではないか。
- ・委員長会議等において、願意を量るために意向確認するなどの配慮をすればよい。

14 議案に対する賛否の公開（第19条関係）

<課題提起>

既に議案に対する各議員の賛否の状況を県議会ホームページで公開しており、議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例でも規定すべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「議案等に対する議員の賛否状況の公表について」（平成20年6月3日、議会運営委員会決定）により、平成20年5月16日以降の議決結果について、同年6月から公表している。

15 議長定例記者会見（第19条関係）

<課題提起>

多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月1回議長定例記者会見を実施しているところであり、議長が定期的に情報発信を行う旨を条例で規定し、恒久的に実施するべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「議長定例記者会見の実施について」（平成19年5月31日、代表者会議決定）により平成19年6月から実施。なお、当会見は、県議会と県政記者クラブとの共催となっている。（県政記者クラブとの協議結果）

16 委員会資料の事前公開（第21条関係）

<課題提起>

議会活動に関する資料の公開に資するため、既に委員会資料をホームページで事前公開しているところであり、委員会資料を委員会の事前に公開するよう、条例で規定するべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「委員会説明資料のホームページ掲載について」（平成21年10月20日、広聴広報会議決定、平成21年11月9日、代表者会議了承）により、平成21年12月から実施。

<主な意見>

- ・ホームページで公表されている委員会資料は、議論途中の案のものであり、委員会終了後は削除すべきである。

17 ⑥-1 附属機関、調査機関及び検討会等（第12条、第13条及び第14条関係）

<課題提起>

第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである。

【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

<主な意見>

- ・議員報酬等については調査機関で議論しているが、これは広い意味では県政の課題にも成り得ることや、附属機関だと設置条例を作成している間がないという経緯があった。
- ・議員報酬（議会活動）を県政の課題の一部であると解釈するのであれば、第12条は要らないのではないか。
- ・基本条例第12条、第13条、第14条は、三重県議会の議会改革のシンボリックな条文であり、先人の努力の証である。

18 ⑥-2 附属機関の調査対象（第12条関係）

<課題提起>

現状として、附属機関においては「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができないが、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる。今後、附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定するべきである。

【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

<主な意見>

- ・県政一般の課題に関しては、丸投げするのは良くない。これを議論するのは議会であり、附属機関に諮問するのは、議会活動制度の見直しなど議会内部的なものが対象になるのではないか。

19 ⑥-3 附属機関委員の身分等（第12条関係）

<課題提起>

第12条に基づく議会の附属機関の委員の身分については、非常勤特別職として扱えるかなど解釈上の疑義があることから、附属機関の委員の身分などについて、条例で規定するべきである。

【結論】

条文は変更しないが、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱い、今後、附属機関が設置される場合は、その旨を設置条例に規定する。

<有識者意見>

- ・附属機関の性質からすると、委員の身分は非常勤の公務員ということになる。公務災害など委員の身分に関わる問題を考えていけば、附属機関として適正に取り扱うことが望ましい。したがって、報償費ではなく報酬ということにならざるを得ない。
- ・執行機関の場合、特別職非常勤職員の報酬に関する条例を定めており、議会の側でも同様の条例を用意する必要がある。報酬条例を設ければ議会の姿勢は鮮

明になる。

- ・附属機関の性質に照らすと、地方公務員法第3条3項2号の条文(法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。))の構成員の職で臨時又は非常勤のものを素直に読めば、非常勤特別職の公務員に当てはまる。これを前提に、個別の附属機関設置の際に、その委員に対する報酬支給の条例を制定すればよい。
- ・議会の附属機関とその委員の身分については、法律が想定していない領域であるが、条例に基づいて執行機関と同様の機関を議会に設置し、その委員を特別職非常勤公務員と見ることは、目的や趣旨、効果において矛盾や衝突はない。
- ・他県議会の附属機関として議会の情報公開審査会を設置している例があるが、執行機関側にも同様の審査会があり、機能や委員の職責において実質的な差が無いとすれば、その委員の身分や報酬について法的な差を付ける積極的な理由はない。

<主な意見>

- ・議会基本条例第12条第2項で、「構成員については、非常勤特別職とし、報酬を支払うものとする」と規定してはどうか。
- ・第12条だけ具体的なことを規定すると、第13条や第14条は「議長が別に定める」としており、バランスが崩れるので、個別条例で対応すればよい。
- ・非常勤特別職と身分を明らかにすれば、報酬のことについては書かなくてもよいのではないか。

20 会期制(規定なし)

<課題提起>

三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、議会基本条例で規定するべきである。通年制議会を含めた会期の検討が必要。

【結論】

当プロジェクト会議では議論せず、議会基本条例には規定しない。

《参考》

「三重県議会定例会の招集回数に関する条例」(昭和31年6月20日 三重県条例第31号、平成22年6月7日 三重県条例第30号改正)により、定例会の招集回数を規定。

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議>

- ・引き続き検討を進める。

21 ⑦-1 議員定数及び選挙区（規定なし） ※条文追加

<課題提起>

県民の意思を的確に示すことができるよう、議員定数や選挙区の在り方について不断の見直しを行うといった姿勢を、議会基本条例で示す必要がある。

【結論】

「議員の定数及び選挙区」の関係については、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行う旨を条例に盛り込んでいくこととする。

【追加条文案】

（議員の定数及び選挙区）

第〇条 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

※章の位置づけは「議会運営の原則」「議会の機能の強化」「議会改革の推進」などが考えられる。

<有識者意見>

- ・議員定数及び選挙区について、第三者的に見ても公平、公正な選挙ができるような規定の仕方が必要。

<主な意見>

- ・議員の定数条例や報酬に対する議会の意思や姿勢を示す必要性がある。
- ・「別途条例で定める」というような書き込みではなく、理念を表す表現にすべき。

21 ⑦-2 議員報酬等（規定なし）

<課題提起>

議員報酬等について、議員の存在意義等を踏まえ、広義の議員活動の対価であるといったことを基本条例で明記する必要がある。

《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。※別紙（資料6）参照
- ・地方自治法第203条で、議員報酬及び費用弁償に関する規定あり。

22 会派（第5条関係） ※条文追加

<課題提起>

会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定すべきである。

会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を図り円滑な議会運営に協力する旨を規定すべきである。また、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定すべきである。さらに、会派が、会派間の調整により円滑な議会運営に寄与する旨を規定すべきである。

【結論】

会派は「議員がその責務を果たすため支援する」という趣旨の条項を追加する。

【追加条文案】

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議員が前条に規定する職責を果たすために行う活動を支援するものとする。

《参考》

- ・地方自治法上は、第100条第14項において、政務調査費の交付対象として会派が規定されているのみ。
- ・他道府県の議会基本条例でも会派の規定あり。

23 議会事務局（第25条関係）

<課題提起>

特別職又は一般職として、議会に政策担当秘書や議長補佐の役割を担う職を設置することを、条例で規定すべきである。

本県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っている間は、議会事務局の人員の増強等機能を強化すべきである。

【結論】

課題提起に留め、条文は現行のとおりとする。

《参考》

- ・議会基本条例第25条第2項では、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用することができるとする定めがある。

＜課題提起＞

議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定するべきである。

なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第100条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。

また、国会の質問主意書に関する制度のように、議会が承認した場合や議長が認めた場合には、情報提供や書面による知事等の意見の開陳を求める制度を設けるべきである。

議会機能強化の取組の一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問することのできる仕組みとして、文書質問制度の創設を提案する。

会派の所属議員が6人以上いないと全常任委委員会に所属することはできず、少数会派にとって傍聴等の機会も限られており、質問や情報入手の機会が限られる。

【結論】

知事等に対する文書による質問制度を新たに設けることとし、具体的な取扱いについては別途協議する。

知事等に対する文書による資料提出の要求については、議会基本条例には規定しない。

【追加条文案】

（文書による質問）

第〇条 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。

2 前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

※章の位置づけは「知事等との関係」や「議会の機能の強化」が考えられる。

【検討事項・案】

以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成。

1 文書質問ができる期間

定例会年4回制時における閉会期間とする

※表現については要検討

2 文書質問ができる回数

議員一人当たり、定例会年4回制時における閉会期間につき1件まで

3 質問書を提出できる期限

※議会運営委員会において検討してもらう

4 質問書の提出先

議長

- | | |
|----|--|
| 5 | 提出された質問書を決定する方法
議長は、議会運営委員会に諮り決定する
(閉会期間中の対応については別途検討する) |
| 6 | 答弁書の提出期日
質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける |
| 7 | 知事等の回答義務
知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける |
| 8 | 質問書及び答弁書の各議員への配付
提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する |
| 9 | 会議録の作成
本会議の会議録として作成する(閉会期間中の対応については別途検討する) |
| 10 | 県議会ホームページへの掲載
質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する |

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討状況>

- ・意見なし

<有識者意見>

- ・まったく制約がなければ、乱用、乱発が問題としてあり得るので、一定の議会の機関意思に基づくコントロールが必要になる。

<主な意見>

- ・少数会派は、多数会派に比べると発言機会が制限され、公式な見解を得るため、また議事録を残すための手段が必要と感じたことがある。
- ・県民からさまざまな意見を聴いて、それを執行部に対して質す、確認する場として代表質問や一般質問、委員会等があるが、即時的な問題があるため、文書質問制度は大きな意味を成す。
- ・特定の一部の主観によって文書質問制度が使われることが懸念されるのであれば、ある程度それを止められる担保も合わせないといけない。
- ・執行部に応答義務を課すものではないということで、百条調査権とは別と整理してはどうか。
- ・応答義務ではないが、努力規定にしてはどうか。

<運用ルールに係る主な意見>

- ・議場での議論の妨げとならないよう、閉会中(採決から次の上程までの間)における質問の機会とする。
- ・文書質問できる期間は、大きな問題が生じたり、急を要する質問等をしたい場合もあるため、いつでもできることとしてはどうか。
- ・質問の決定方法は、議会運営委員会の議決によることとし、即時性に配慮した運営方法は、議運で協議して決めてもらえればよい。
- ・持ち回りによる議会運営委員会の決定により提出できるようにする方法もある。

25 意見書提出及び決議（第 10 条関係）

<課題提起>

議会が、意見書の提出や決議によって国や県執行部、県民等に対して意思表明を行うことを、条例で規定すべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

《参考》

- ・地方自治法第 99 条—普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。
- ・議会基本条例第 10 条—議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- ・「決議等」の逐条解説—決議、意見書、その他知事等に対する提言を指し、議会はこれらによって議会の意思を外部に表明するものである。

26 議員活動の明確化（第 4 条関係）

<課題提起>

議員活動を規定（明確化）し、本会議や委員会等における審議、政策立案や政策提言のための取組、広聴広報のための取組などの外、公的行事への参画も含めるべきである。

議員の活動は幅広くて多種多様、従って議員活動とは何かというものを改めて条例で規定することが必要。

《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成 22 年 11 月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。※別紙（資料 6）参照
- ・「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告の中で、費用弁償の対象とする議員活動及び政務調査費の旅費等を充当する活動などについて、一定の整理がされている。

<主な意見>

- ・議員活動の実態を踏まえて、条例の中にきちんと位置付けるべきである。

※他道府県の議会基本条例の条文を参照のうえ、再度検討を行う。

27 議会機能の強化（第 11 条関係）

<課題提起>

第 11 条（議会の機能の強化）は、第 6 条（議会運営の原則）と同様の趣旨が重複して記載されており、当該規定を削除すべきである。

【結論】

各条文の趣旨に違いがあるため、現行のとおりとする。

《参考》

- ・第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。
- ・第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

28 議員間討議の充実（第15条関係）

＜課題提起＞

充実した議員間討議が行われるよう〇〇〇〇するといった仕組みを導入するべきである。

【結論】

条文は現行のとおりとするが、議員間討議が活発に行われるような具体的な仕組み等については、今後の検討課題とする。

29 政務調査費（第17条関係）

＜課題提起＞

会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定するべきである。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第4条第2項に規定する議員の調査研修や同条第3項に規定する広聴広報等に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定するべきである。

他県の条例を見ると、政務調査費は議員活動の基盤の強化のためのものと規定されているものがある。

そもそも政務調査費の創設については、平成11年、本県議会が他の都道府県の議会に、地方分権の進展を踏まえ今後の議会活動を充実させていくために議員活動の基盤強化をしようという趣旨の意見書の採択を働き掛けた。十数県の議会が賛同して意見書を提出し、その動きが国に認められて平成11年の年度末の法改正につながったという経緯がある。このことを踏まえて、政務調査費について改めて議会基本条例の規定を設けるべきと提案するもの。なお、政務調査費の支給の対象は、当初議員活動の充実のためと要望したのだが、現行では政策調査研究に限られている。用途は、各県の条例の自由裁量に委ねられているはずである。

《参考》

- ・「地方議会議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成 22 年 11 月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。※別紙（資料 6）参照

＜議員報酬等に関する在り方調査会で検討中＞

- ・6 月の最終答申において政務調査費の在り方が報告される予定。

30 交流・連携の推進（第 22 条及び第 23 条関係）

＜課題提起＞

第 23 条（交流及び連携の推進）は、第 22 条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革の必要性を明記し、改革の方向を強調するべきである。

海外の自治体議会との交流について、条例で規定するべきである。

【結論】

各条文は独立した内容の規定となっているため、現行のとおりとする。また、海外の自治体議会との交流については、条例では規定はしない。

《参考》

- ・第 7 章 議会改革の推進は、第 22 条（議会改革推進会議）と第 23 条（交流及び連携の推進）で構成されている。
- ・本県議会として海外自治体議会と正式に交流している実績はない。

31 議員連盟（規定なし）

＜課題提起＞

議員連盟について、条例で規定するべきである。

【結論】

議員連盟は、議会の公式の組織ではないため、条例で規定することはしない。

32 議決事件の追加（規定なし）

＜課題提起＞

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会が議決すべき事件について、条例で規定するべきである。

【結論】

議決事件の追加については、各条例で既に定めており、重ねて議会基本条例で規定することはしない。

《参考》

本県議会として、地方自治法第96条第2項に基づき、議決事件として追加している事項は、以下のとおり。

- ・「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」(平成13年3月22日成立、平成22年3月23日一部改正)により、県総合計画の戦略計画などの計画を議決対象としている。
- ・①法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん②4分の1出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん③7千万円以上の出資、出えん又は信託(地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条の第2項の規定による基金の運用の場合を除く。)(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例)
- ・三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更(三重の森林づくり条例)
- ・自然環境の保全を図るための基本方針の策定又は変更(三重県自然環境保全条例)
- ・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更(三重県環境基本条例)
- ・人権施策の基本となる方針の策定又は変更(人権が尊重される三重をつくる条例)
- ・男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更(三重県男女共同参画推進条例)
- ・健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更(三重県健康づくり推進条例)
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画の策定又は変更(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例)
- ・食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画の策定又は変更(三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例)
- ・観光の振興に関する基本的な計画の策定又は変更(みえの観光振興に関する条例)

33 ⑨住民投票(規定なし)

<課題提起>

議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会が住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入すべきである。

【結論】

住民投票制度については、今後の検討課題とし、議会基本条例には規定しない。

<有識者意見>

- ・諮問的住民投票について、議会が住民に意思を問うときの一つのメニューとして持っていることを条例に規定するという選択もあり得る。
- ・議会が県民の意向を確認していくという姿勢を謳っておくことの意味は大きい。

<主な意見>

- ・特になし

34 議会予算の確保（規定なし）

<課題提起>

議会の機能を十分に発揮し、円滑な議会運営をするために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定すべきである。

【結論】

議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられるため、議会基本条例に規定することはしない。

他の道府県の議会基本条例における「議会運営の原則」の規定の中で「公平性」「公正性」について規定しているもの

条例名	関する規定
北海道議会基本条例	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第5条 議会は、公平かつ公正な運営を原則とするとともに、道民に開かれた運営を行わなければならない。</p> <p>2～6 【略】</p>
宮城県議会基本条例	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 議会は、県民を代表する議員からなる議決機関として、公正性及び透明性を重視した議会運営に努めるものとする。</p> <p>3～4 【略】</p>
大阪府議会基本条例	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第5条 議会は、透明性及び公正性を確保し、府民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 【略】</p>
奈良県議会基本条例	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。</p> <p>3 【略】</p>

<p>広島県議会基本条例</p>	<p>(議会運営の原則) 第10条 議会は、<u>透明性及び公正性</u>を確保し、<u>県民に開かれた運営</u>を行うものとする。 2～3 【略】</p>
<p>鹿児島県議会基本条例</p>	<p>(議会運営の原則) 第9条 議会は、<u>公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営</u>を行うものとする。 2～3 【略】</p>

「公平」「公正」の定義及び地方自治法上の規定

1 「公平」「公正」の定義

【公平】 [名・形動] すべてのものを同じように扱うこと。判断や処理などが、かたよっていないこと。また、そのさま。「一を期する」「一な判定」

【公正】 [名・形動] 公平で偏っていないこと。また、そのさま。「一を期す」「一な取引」「一な判断」

(デジタル大辞泉)

2 地方自治法上の規定

なし

「議会報告会」についての検討結果

平成24年3月19日、広聴広報会議

議会改革諮問会議の最終答申における議会報告会の趣旨は、「県議会の活動概要を報告しつつ、県政全般について、県民の意見を広く聴く機会を設け」、議会での議論（本会議、委員会等での質問・質疑）に生かしていくものとされており、より民意を反映した議論を行っていくための手法として「今後は、県議会全体の活動状況を伝え、広く県民の意見を機関として把握するためには、県議会として議会報告会を実施していくべき」と提言されている。

これまでに本県議会では、「現場 de 県議会」（出前県議会）をはじめ、「市町議会との交流・連携会議」、「出前講座」のほか、常任委員会の県内調査における県民や各種団体関係者等との意見交換会の実施など、さまざまな広聴広報の取組を実施してきており、提言されている内容はそれらの取組の中ですでに実施していると考える。

特に、昨年11月に「離島振興」と「女性の声を県政に」をテーマに実施した「現場 de 県議会」では、参加者からの質問を受ける形で現状の説明を行い、そこでいただいたご意見を、本年度策定を進めている「みえ県民カビジョン及び行動計画」並びに「三重県行財政改革取組」に反映させるため、知事に対する県議会からの申し入れに盛り込むなど、広聴から政策提言につなげる取組になっている。

今後は、政策広聴の仕組みである「現場 de 県議会」について、さまざまなパターンで実施していきながら、より効果的な広聴広報の手法を広聴広報会議で検討していくこととする。

【現場 de 県議会と最終答申における議会報告会】

	現場 de 県議会(出前県議会)		最終答申で定義づけられている議会報告会	
趣 旨	テーマに対する多様な県民の意見を聴取し、議会での議論(本会議、委員会等での質問・質疑等)に生かしていく。		県議会の活動概要を報告しつつ、県政全般について、県民の意見を広く聴く機会を設ける	
内 容 (テーマ設定)	議会がテーマを設定し、参加者を募る。	応募者が意見交換のテーマを設定し、議会が出向く。	①各行政部門別常任委員会の重点調査項目 ②予算決算常任委員会での審議内容 ③広聴広報会議が主体となり全体調整する中で設定	
分 類	戦略的な広聴・広報		一般的な広聴・広報	
	県政の重要課題等をテーマに設定し、関係団体や関係者に参加を呼びかけて、政策的な議論を深めるもの。		県議会の活動概要を報告しつつ、県政全般について、県民の意見を広く聴く機会を設けるもの。	
参加者	公募による募集	テーマに関連した参加者	応募者(個人・団体)	一般県民や各種団体等



【広聴広報会議での整理】

議会報告会				
	現場 de 県議会(出前県議会)		最終答申で定義づけられている議会報告会	
趣 旨	県議会の活動概要を報告しつつ、多様な県民の意見を聴取し、議会での議論(本会議、委員会等での質問・質疑等)に生かしていく。			
内 容	<p>(実施方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会がテーマを設定し、参加者を募る ・応募者が意見交換のテーマを設定し、議会が出向く ・各行政部門別常任委員会の活動として実施 <p>(テーマの設定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政部門別常任委員会の重点調査項目 ・予算決算常任委員会での審議内容 ・広聴広報会議が主体となり全体調整する中でテーマを設定 等 			

最終答申で提言されている議会報告会の趣旨は、「現場 de 県議会」など三重県議会におけるさまざまな広聴広報の取り組みの中に含まれている。

なお、議会報告会の具体的な内容をはじめとしたより効果的な広聴広報の手法については、今後広聴広報会議で検討していくものとする。

「みえ現場 de 県議会」実施要領

1. 目的

多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化し、県民が参画しやすい議会運営を行うため、「みえ現場 de 県議会」を開催する。

2. 実施方法

① 実施主体

「みえ現場 de 県議会」は、広聴広報会議が主体となって実施するものの、意見交換のテーマにより関係する委員会委員等と連携して実施するものとする。

② テーマ及び対象団体等

ア. 県議会側から事前にテーマを設定

県議会から事前にテーマを設定する場合、みえ現場 de 県議会を希望する団体等は、その中から希望するテーマを選び、申込みができるものとする。但し、応募にあたっては、概ね20人以上の参加が見込めることを要件とする。

※基本テーマ「県議会の役割」、「開かれた議会」、「議会改革の取組」

イ. 県議会側から随時テーマを設定

県議会は、随時テーマを設定し、県民の参加を募集することができるものとする。

ウ. 応募者側からテーマを提案

上記アに関わらず、みえ現場 de 県議会を希望する団体等は、独自に意見交換のテーマを提案することができるものとする。

③ 会議の公開

マスコミ、県民、議員の傍聴を可とするなど、会議の公開を基本とする。

④ 費用弁償等

みえ現場 de 県議会の参加にかかる費用（交通費等）については、参加者の自己負担とする。

附 則 この要領は、平成24年3月19日から施行する。

議員報酬及び費用弁償等に関する規定

◎地方自治法（昭和22年法律第67号）

（政務調査費等）

第100条 【略】

②～⑬ 【略】

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯～⑲ 【略】

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

◎三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年
条例第44号）

第1条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第2条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。

議 長 月額 102万円

副議長 月額 90万円

議 員 月額 83万円

第6条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあっては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第9条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。

2～3 【略】

◎三重県政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第49号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、三重県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付)

第2条 政務調査費は、三重県議会の会派（所属議員が1人の会派を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費の額)

第3条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、15万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、18万円とする。

◎三重県特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第77号)

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、三重県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

他の自治体の議会基本条例において「議員報酬等」について規定しているもの

(都道府県)

条例名	関する規定
岩手県議会基本条例	(議員報酬及び費用弁償) 第26条 議員報酬及び議員の職務の遂行に要した経費を償うための費用弁償については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年岩手県条例第7号)で定める。
高知県議会基本条例	(議員報酬等) 第6条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の定めるところによる。 [高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例]

(三重県内市町)

条例名	関する規定
四日市市議会基本条例	(議員報酬) 第33条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会の活用等により市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

(その他)

条例名	関する規定
帯広市議会基本条例	(議員報酬等) 第19条 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、帯広市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第48号)に定める審議会の意見を参考にするものとする。 2 議員報酬等は、帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第22号)で定める。

他の道府県の議会基本条例において「議員活動」について規定しているもの

◎北海道議会基本条例（平成二十一年条例七十五号）

（議員の活動）

第11条 議員は、道民生活の向上に資するため、合議制機関である議会を構成する一員として、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 議会の本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場で審議、審査等を行うこと。
- 二 道の政策形成に関わる調査、企画、立案、提言等を行うこと。
- 三 道の政策形成に必要な情報収集、道民意思等の調査、住民との意見交換等を行うこと。
- 四 道政上の課題等の把握を行うため、道民意見の聴取及び意見交換等を行うこと。
- 五 知事等が主催し、又は共催する式典その他の公的行事に出席をすること。
- 六 議会等が主催し、又は共催する研修会及び諸活動に参画をすること。
- 七 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。
- 八 会派又は特定の道政の課題について調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）が主催する活動に参加をすること。
- 九 その他道政運営上必要と認められる活動を行うこと。

◎岩手県議会基本条例（平成二十年条例第七十二号）

（議員の活動及び活動方針）

第3条 議員は、県民全体の奉仕者、県民から選挙により選出される代表者及び合議体の構成員として、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県の政策形成に関わる調査研究、企画、立案及び提言を行うこと。
 - 二 県の政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換等を行うこと。
 - 三 議会に提出された議案の調査を行うこと。
 - 四 本会議（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二編第六章第六節の規定による会議をいう。以下同じ。）、委員会等に出席し、質問、質疑、討論、討議等を行うこと。
 - 五 議会の適正かつ効率的な運営及び管理を確保すること。
 - 六 県が主催する記念式典その他の公的行事に必要な応じて出席すること。
- 2 議員は、次に掲げる方針に基づき、前項の活動を行うものとする。
- 一 議員活動の透明性を高めること。
 - 二 県民の議会及び議員に対する信頼を確保すること。
 - 三 県政の課題及び県民の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。

と。

四 議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。

五 地域の課題のみならず、県政全体の課題の解決に取り組み、県民全体の福祉の向上を目指すこと。

六 議員としての資質の向上を図ること。

【逐条解説】

【趣旨】

本条は、機関としての議会が前条の役割を果たしていくために、その構成員である個々の議員に求められる活動について規定するとともに、その活動に当たり拠って立つべき基本的な方針について規定している。

地方分権の進展に伴う議会の役割の増大を反映し、議員に求められる活動の領域も、会期内、あるいは本会議及び委員会といった活動にとどまらず、例えば、政策形成に向けた住民意思の把握のために行う日常的な活動など、時間的にも場所的にも拡大している。

しかしながら、前条の「議会」と同様に、現行の法令には「議員」の位置づけやその活動が必ずしも明確に規定されておらず、また、議員の活動実態も住民に十分には知られていない。

議員の活動については、平成20年6月の地方自治法改正により、その法的位置づけの明確化に向けて前進が見られたが、本条ではさらに、議員が、議員の立場で日常行っている活動を広く規定し、それぞれの活動の議会、さらには県政における意義を明らかにしている。

【解説】

1 1項の解説

議員という公職に備わる3つの性格を踏まえた議員の活動について規定したものである。

1号及び2号は、特に県の「政策の形成過程」という観点から見た議員の活動である。議会は県の議事機関として団体意思を決定するが、決定の対象となる政策に関する議案について、その内容の調査、企画、立案といった政策の形成過程において必要な活動は、これまでは主として知事等の執行機関において行われてきた。しかしながら、地方分権の進展に伴い住民自治の一層の重要性が指摘される中、今後は、県民の多様な意見を背景とする議会が、合議を通じて、地域の課題に的確にこたえる政策の企画、立案等を積極的に行っていくことが求められている。

2 1項1号の解説

議員は、県の政策に関して、自ら積極的に調査研究、企画、立案及び提言を行っていくものであることを明らかにしている。

3 1項2号の解説

1号を受け、政策の形成過程である調査研究、企画、立案、提言といったそれぞれの場面において、具体的に必要となる情報収集、県民の意向調査、利害関係者との意見交換等、具体的な活動について規定している。

4 1項3号の解説

議員は、知事、議員等が議会に提出した議案の調査を行い、そのうえで4号に掲げる議会の審議に臨むものであることを規定している。

5 1項4号の解説

議会の審議に関わる議員の活動について規定している。

議員が自ら議案を提出することにより、又は知事からこれが提出されることにより議会の審議に係る議案が上程されるが、これを受けて議員は、議会が2条1項の役割を果たすことができるよう、質問、質疑、討論、討議等を行うものである。

6 1項5号の解説

議会は、県の機関として、法令や手続に則り、かつ、最少の経費や時間に配慮しつつ、最大の効果をあげるようこれを運営し、管理しなければならない。本号は、議会が、議長・副議長の選挙、会議規則の制定及び見直し、議長や委員長による本会議や委員会の議事整理及び秩序保持等を通じて前条1項5号に掲げる役割（議会の運営及び管理）を果たすため、これを構成する議員個々の立場において出席・参画・協力していく活動について規定している。

7 1項6号の解説

議員が、県の主催による記念式典等、地域の公的行事に議員としての立場で、必要に応じて出席することについて規定している。1号及び2号と同様に、議員としての日常の幅広い活動について、その位置づけを明確にするものである。

8 2項1号の解説

1号から4号までは、前条2項1号から4号までの規定と内容が共通するが、本条は議会としての活動方針を、これを構成する議員個々の立場において捉えたものである。

1号は、議員活動の透明性を高めることについて規定している。

議員が、自らの議員としての活動（政治活動は含まれない。）の状況を県民に明らかにすることにより、その職務遂行の公正性が確保されるとともに、県民が議員の活動、ひいては議会の活動等を理

解することにより、県民の県政への参加が推進され、その意思を県政に反映していくことが可能となる。

関連する主な条文として、19条2項「政務調査費の用途について条例で定めるところにより明らかにすること」、23条「資産等の公開」等があげられる。

9 2項2号の解説

県民の負託を受けた議員として、県民の議員自身に対する信頼とともに、組織としての議会に対する信頼を確保すべきことについて規定している。

議員の活動は県民の信頼のもとに成り立っており、県民が議員を信頼して県政を託してこそ、議員は十分にその役割を果たすことができるものである。

10 2項3号の解説

県政の課題や県民の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させることについて規定している。

議会は、県民の意向が県政に的確に反映されるよう運営されるべきであるが、議会の場に、県民の多様な意見を届けるのは議員の役割である。さらに、県民の多様な意見だけでなく、議員は、県政にとって重要な課題を自ら発掘し、議会の審議の場へ反映する役割も担っている。

議会は、2章に定めるところにより、県民の議会活動への参加の機会を確保するための方策を講ずるが、議員個人や会派等の単位においても、例えば、日常の地域における情報収集、住民との意見交換、先進事例調査等の調査研究活動を行っているところである。

11 2項4号の解説

議会活動に関する説明責任を、議員として果たしていくべきことを規定している。

議会と同様に、議員の場合も、自らを代表として選出した県民との関係において、県政の課題となっている事項及びそれを議会においてどのように議論し、解決策に係る審議を行っているか等の情報について、県民に明らかにする責任がある。このことは、県民の県政への参加を促すうえでも不可欠である。

議員の日常の活動においては、例えば、地域における県政報告会の開催や県政だよりの配布、街頭演説、ホームページによる広報等の取組みが行われている。

12 2項5号の解説

議員は、県の団体意思を決定する議会の構成員として、県民全体のために職責を全うしなければならないことについて規定してい

る。

憲法は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」（憲 15 条 2 項）と規定しており、議員は公務員の立場としても上記の姿勢を求められるものである。

議員はこのような姿勢をもって、日頃の地域における課題の把握や調査研究活動に当たるほか、議会の審議に臨み、発言や表決等を行っていくこととなる。

13 2 項 6 号の解説

18 条では、審議、立案等（「議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言並びに知事等の事務の執行の監視及び評価」に係る議会の機能をいう。15 条参照）に必要な議員の能力の向上について規定しているが、本号では、このような議員の職務をなし遂げるという観点から見た能力に加え、そもそも議員に期待されると考えられる倫理や品格、知性、バランス感覚、責任感、説得力、統率力、調整力といったような、より幅広い観点から見た議員としての資質について、その向上が図られるよう一層努めるべきことについて規定している。

◎福島県議会基本条例（平成二十年条例第六十六号）

（議員活動）

第 13 条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること

【逐条解説】

1 本条は、議員活動について規定したものである。

県民の直接選挙により選出される議員は、監督者の下で管理される存在ではなく、県民の代表者として自律的に判断し、その責任を県民に対して負うという高い独立性を有する。また、議員に求められる活動の領域は、従来の会期内、本会議及び委員会という限られた領域にとどまらず、例えば、政策形成に向けて行う情報収集、県民意思把握のために行う県民との接触活動など、時間的にも場所的にも拡大してきている。

前条の職責を果たすため、議員は、本条各号に掲げる議員活動を自

律的かつ日常的行うべきことを規定したものである。

- 2 第一号は、県政に関する県民意思を把握することが、県民の代表である議員が県民意思を県政に反映させるうえで、もっとも重要な活動であることから規定したものである。(議員の広聴活動)
- 3 第二号は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めることが、議会の機能を遂行する存在である議員の重要な活動であることから規定したものである。
- 4 第三号は、議会の機能を遂行する存在である議員は、研修や日々の調査研究などの自己研さんに努めるべきことを規定したものである。

◎石川県議会基本条例(平成二十二年条例第二十九号)

(議会及び議員の役割と活動)

第2条 議会は、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

- 2 議会の構成員たる議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、その負託と信頼に全力でこたえる責務があり、議会活動を通じて、広く県政全般の課題及びこれらに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組むものとする。

◎長野県議会基本条例(平成二十一年条例第四十三号)

(議員活動の原則)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- 一 資質の向上を図るため、研さんに努めること。
- 二 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- 三 議員活動について県民に説明すること。

◎京都府議会基本条例(平成二十二年条例第四十四号)

(議員の活動の原則)

第6条 議員は、府民の信託にこたえるため、府民の意思及び府政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、府及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。

- 2 議員は、府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不断の研さんに努めなければならない。

◎大阪府議会基本条例（平成二十一年条例第五十九号）

（議員の活動原則）

- 第3条 議員は、議会を構成する一員として、本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じ、議案の提出を行うものとする。
- 2 議員は、府民の多様な意見を府政に適切に反映させるため、広く府域、府政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて知事等に対し、資料の提出や説明を求めることができるものとする。
- 3 議員は、その活動について府民への広報に努めなければならない。
- 4 議員は、その資質の向上に向け、不断の研鑽（さん）に努めなければならない。

◎広島県議会基本条例（平成二十二年条例第四十五号）

（議員活動と役割）

- 第7条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。
- 一 県政に関する県民の意思の把握に努めること。
 - 二 県政の課題及び政策に関する情報収集に努めること。
 - 三 議員としての資質の向上を図るため、自己研さんに努めること。
 - 四 自らの議会活動について、県民への説明に努めること。

◎愛媛県議会基本条例（平成二十三年条例第三十四号）

（議員の活動）

- 第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。
- 一 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。
 - 二 予算が適正に執行されているかどうかを監視すること。
 - 三 県の政策形成に関わる調査及び企画、政策立案並びに政策提言を行うこと。
 - 四 県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

◎高知県議会基本条例（平成二十一年条例第七十二号）

（責務及び活動原則）

- 第3条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。
- 2 議員は、前項に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。
- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
 - 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
 - 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
 - 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民への説明責任を果たすこと。

◎大分県議会基本条例（平成二十一年条例第三十二号）

（議員活動と役割）

第12条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること。
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること。

【逐条解説】

1 本条は、議員活動について規定している。

県民の直接選挙により選出される議員は、監督者の下で管理される存在ではなく、県民の代表者として自律的に判断し、その責任を県民に対して負うという高い独立性を有する。また、議員に求められる活動の領域は、従来の会期内の本会議及び委員会という限られた領域にとどまらず、例えば、政策形成に向けて行う情報収集、県民意思把握のために行う県民との接触活動など、時間的にも場所的にも拡大してきている。

前条の職責を果たすため、議員は、本条各号に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うべきことを規定している。

- 2 第1号は、県政に関する県民意思を把握することが、県民の代表である議員が県民意思を県政に反映させるうえで、もっとも重要な活動であることから規定したものである（議員の広聴活動）。
- 3 第2号は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めることが、議会の機能を遂行する存在である議員の重要な活動であることから規定したものである。
- 4 第3号は、議会の機能を遂行する存在である議員は、研修や日々の調査研究などの自己研さんに努めるべきことを規定したものである。

◎鹿児島県議会基本条例（平成二十二年条例第三十八号）

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握すること。
- 二 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 前三号の活動及び議会の活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

地方議会議員の位置付けの明確化

都道府県議会議員の選挙区制度の見直し

議員立法を求める緊急要請

※ 抜粋

平成 22 年 11 月

全国都道府県議会議長会

議会機能の充実強化を求める緊急要請

地方分権をさらに推進するためには、地方政府における自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。特に、義務付け・枠付けの緩和などにより地方自治体の条例制定権が広がることに伴い、政策を提言し行政を監視する地方議会の役割と責任は益々大きなものとなる。

地方議会は、これまで議会活動の透明性の向上を図りながら、議会に与えられた機能を充実するため自己改革に努めてきた。今後とも地方議会は、住民の負託と信頼に応えるため、地域の実情に即した自主的な議会運営を目指すとともに、住民に対する説明責任を自覚し、自ら議会機能の向上に努めなければならない。その上で、地方分権をさらに推し進めるためには、議会活動の自由度を高めつつ、地方政府における立法府にふさわしい法的権限を確立する必要がある。

また、議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、専門化している都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を透明性を確保した上で強化することが喫緊の課題となっている。

よって、速やかに関係法令の改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい地方議会の法的権限を確立するとともに、地方議会議員の責務の明確化及び活動基盤を強化するため、次の事項を要請する。

(1) 第29次地方制度調査会が答申した議会の権限強化等に係る次の事項について法令改正を行うこと。

① 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象について、条例で定めることができる範囲を拡大すること。

- ② 地方自治法第96条第2項を改正し、法定受託事務も議会の議決事件の対象とすること。
- ③ 議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲を拡大すること。
- ④ あらかじめ付議された事件に限定されている臨時会の活動能力及び継続審査事件に限定されている閉会中の委員会の活動能力の制限撤廃を含め、会期制の見直しなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するために必要な措置を講ずること。

(2) 本会がかねてから要請している議会の権限強化のための次の事項について法律改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい位置付けを行うこと。

- ① 真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。
- ② 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。
- ③ 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。

(3) 議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう法律改正を行うこと。

平成22年1月21日

全国都道府県議会議長会

「公選職」たる地方議会議員の位置付けを法律上明確にし、 住民の負託に応える議会の活動基盤を整備するための 地方自治法改正試案

○ 議員の責務の明確化(公選職)提案の趣旨

第一に、議員は住民の直接選挙によって議員たる地位に就任したという意味で、任命職である職員とは異なり、明確に公選職(政治家)と捉え直すべき身分であることを明らかにし、住民の代表者としての責務(住民意思の把握等の活動も含む)、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として掲げることにより、公選職としての議員の位置付けを地方自治法上明確にすべきである。

第二に、議員の職責・職務を示した条項を地方自治法上に新設することにより、次のような実効的な効果を期待できるものと思われる。

- ① 議員に求められている職責・職務を明確にして、議員の活動に対する評価や期待における議員と住民との大きなズレをできるだけ縮小すること

都道府県議会議員は専業化が進んでいるが、住民は非常勤的イメージを持つ
⇒ 議員定数の削減、議員報酬の引き下げ運動に展開

(平成 20 年の地方自治法改正でそれまでの「報酬」は「議員報酬」とされ、非常勤職員から独立して規定されることとなった。地方自治法第 203 条)

- ② 本会議や委員会への出席などの議会活動以外の住民意思の把握のための諸活動(議会活動の背景となる諸活動)も議員活動であることを地方自治法上明らかにすることにより、議員としての活動がより積極的に展開できる環境を整えること

⇒ 議員活動に対する説明責任を高める。

【参 考】長は「統括代表権」を有する者として位置付けられている。
第 147 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(議員の責務)

第 89 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、選挙により選出された住民の代表者という高い独立性の下、住民の負託と信頼にこたえるため、広く当該普通地方公共団体全般の課題及びこれに対する住民の意思を正確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として議会活動を通じて住民の福祉の増進に努める責務を有する。

【参 考】

(議員の責務)

第 89 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。

【解説】

〈現行制度〉

議員の位置付け(責務)について地方自治法上は何ら規定がないが、議員の「公務」については従来、① 本会議・委員会への出席、② 閉会中における委員会審議、③ 議会の命令による派遣、に限定されてきた。



議員活動は本会議や委員会への出席に限られるという実態と離れた考え方を改め、議員は選挙で選ばれた政治家として、普段における調査研究活動や、住民意思の把握など、議会活動を支える議会外における活動も議員活動であることを確認するとともに、議員の責務を明確化したうえで、地方政府の立法府の議員にふさわしい活動基盤(歳費、議員活動に要する経費)を整備する必要がある。

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第100条 (略)

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第89条の2に規定する議員の責務を遂行するために実施する議員活動(議会活動を除く)に必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出し、透明性の確保に努めるものとする。

(略)

【解説】

〈現行制度〉

政務調査費は、現行法文上、目的が調査研究に限定されており、政務調査費の支出と調査研究活動との厳格な関連性が要求されるため、政務調査活動が自己抑制的になる傾向にある(第100条第14項)。また、議員活動の基本である住民への議員活動の成果の報告などが、政務調査費の対象となるか微妙な判断を議員に強いている。



幅広い議員活動を議員の責務として地方自治法に規定したうえで、議員活動に要する経費を補てんする制度として現在地方自治法上「調査研究」に限定されている政務調査費を見直し、住民意思を踏まえた政策立案、住民に対する議員活動の内容・成果の説明(文書通信を含む)など議会活動(本会議、委員会における活動など)を支える議員の諸活動に要する経費として支出できることを法文上明確にする。

〈これにより増額を求めるものではない。〉

【参 考】

地方自治法 第100条 (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(地方歳費及び費用弁償)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、地方歳費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、議会活動を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

(略)

【解説】

〈現行制度〉

議員活動に対する対価は「報酬」とされ、非常勤的な位置付けがなされてきたが、平成 20 年の地方自治法改正で非常勤から分離独立し「議員報酬」(第 203 条)となった。

費用弁償については、議員の職務を行うため要する費用が対象となっており、議員派遣、応招等のための旅費(宿泊料、日当等を含む)が条例により支給されている。

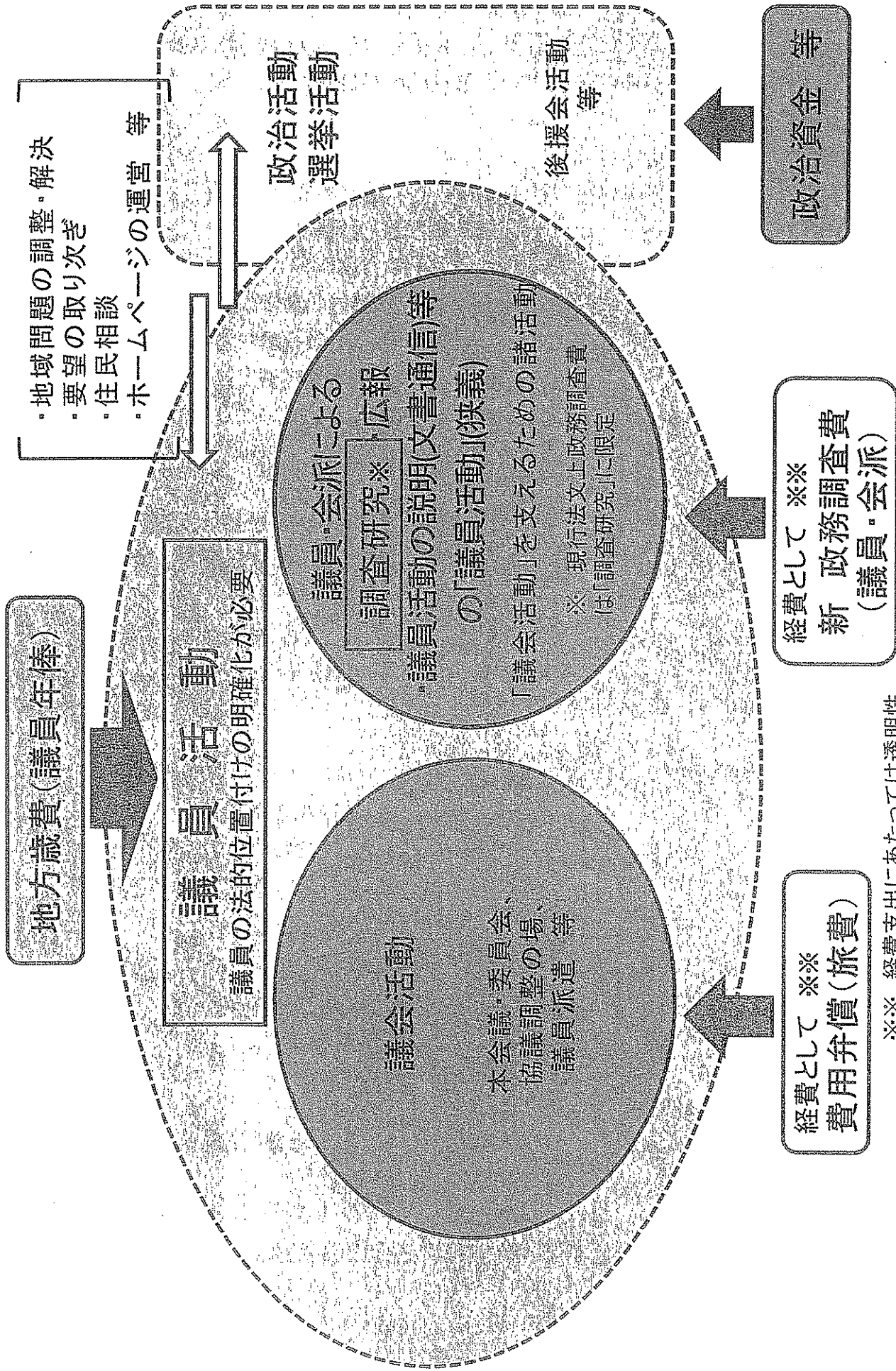


平成 20 年改正で非常勤から分離独立し「議員報酬」とされたことは大きな成果ではあるが、更に進め、役務に対する対価の意味合いが強い「報酬」という用語から、議員活動に対する固定的な対価として「地方歳費」または「議員年俸」とする。

〈これにより増額を求めるものではない。〉

費用弁償については、改正後の政務調査費の支給対象との区分けを明確にするため、「議会活動」(本会議・委員会・協議調整の場への出席、議員派遣等)を対象とすることを明確にした。

議員の活動類型と活動基盤整備のイメージ



※※ 経費支出にあたっては透明性の確保が課題

(全国都道府県議長会事務局作成)

三重県議会基本条例（改正案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条―第7条）
- 第4章 知事等との関係（第8条―第10条）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条―第17条）
- 第6章 県民との関係（第18条―第21条）
- 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
- 第8章 政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

- 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(文書による質問)

- 第14条の2 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。
- 2 前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

- 第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

- 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

- 第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。
- 2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

- 第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

- 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

- 第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

- 第21条 議会は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書

室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>(議員の定数及び選挙区)</u></p> <p>第6条の2 <u>議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</u></p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 <u>議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 <u>議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</u></p> <p><u>(文書による質問)</u></p> <p>第14条の2 <u>議員は、議長を經由して知事等に対し文書質問を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p>